

YMCニュース



ぎおんのす

株式会社 吉田 経営
高橋雷太公認会計士事務所

〒892-0803 鹿児島市祇園之洲町5番 電話 (099) 247-5655 <http://www.k-ymc.co.jp/>

4月の税務

- ・3月分源泉所得税・住民税の納付
- ・2月決算法人の確定申告
- ・8月決算法人の中間申告
- ・軽自動車税の納付
- ・所得税振替日…4月20日(金)
- ・消費税振替日…4月25日(水)

5月の税務

- ・4月分源泉所得税・住民税の納付
- ・3月決算法人の確定申告
- ・9月決算法人の中間申告
- ・所得税延納分の最終納付
- ・自動車税の納付
- ・固定資産税第1期分の納付

6月の税務

- ・5月分源泉所得税・住民税の納付
- ・4月決算法人の確定申告
- ・10月決算法人の中間申告



撮影:油木田 京美

もくじ

● 税務情報	2
● 社労とぴくす	4
● お客様紹介・Face	5
● つれづれ草	6

「素直な心で」



近年になく寒い冬が去り、いよいよ桜、そして新緑の季節にむかいますが、皆さまいかがお過ごしでしょうか。春の装いとは裏腹に、世の中は文書の改ざんだとかスポーツ選手へのパワハラだとか、心がシュンとするようなことばかりです。

「素直な心、謙虚な心、感謝の心、海綿体のような頭脳、欲望にとらわれない、誠意をもつ、自己を反省し一步一步前進、現在は過去の成果であり、未来は現在の結果である。夢を描き、目標を設定し、繰り返し、繰り返し行動する。」

これは創業者吉田好治が唱えたわが社の行動綱領で、当社の会議室に今も掲げられています。これでもかというくらいたくさんの規範が書かれており、これを実現できれば、さぞ豊かな人間性を持つことができるだろうと思うことばかりです。

先代はよくこれを皆で唱和していたそうです。実現が難しいからこそ、声に出して自覚する。目で見て確認する。お互いに声を掛け合うことで励ましあう。そうして初めて少しずつ理想に近づくことがで

代表取締役社長 高橋 雷太

きるのだと思います。先代はよく「10年後、20年後、30年後どうなっていたいかをいつも考えているか?」と声かけしていました。

素直、謙虚、感謝、何でも吸収できる柔軟な思考力、欲にとらわれない判断、誠意は私たちが基本的に備えるべき姿勢、人間力です。人間不思議なものでどれを欠いても相手にはその本性を見抜かれてしまいます。しかし、これらの資質をもつだけで、目標にむけた努力をしなければ何の意味もありません。行動を起こし、前進し、反省し、一步一步進んで二歩下がり、さらに前進する。夢を現実のものとするべく、道標を設定して、繰り返し行動する。何もしなければ、現状維持ではなく後退ですし、過去、現在、未来はひとつの道の上に載っているのです。

と、若輩の私がわざわざ解説しなくとも皆様よくお分かりかと思います。創業50年を迎える今年、先代の遺してくれた大きな礎をもういちど噛みしめながら、さらなる未来へ進んでいきたいと思っています。自分を変えられるのは自分だけだということを胸に刻んで。

税 務 情 報

会社の10年後を一緒に考えてくれる方はいらっしゃいますか？

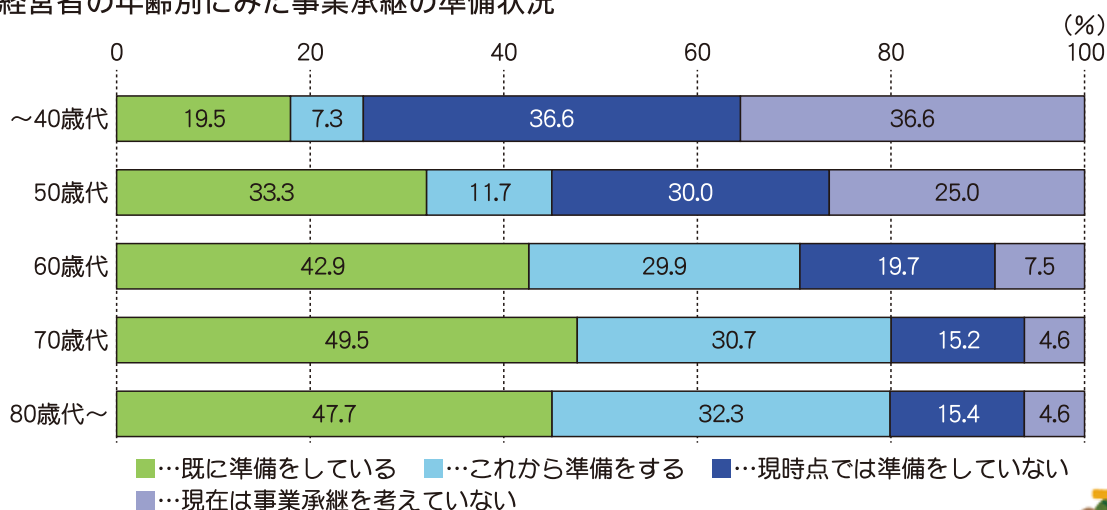
① 60歳になったら事業承継に向けた準備をはじめましょう！

後継者の育成も考えると、事業承継の準備には5年～10年ほどかかります。60歳頃には準備に着手したいところです。会社の大きな転機となる事業承継は、早めの準備、計画的な取組が肝要です。



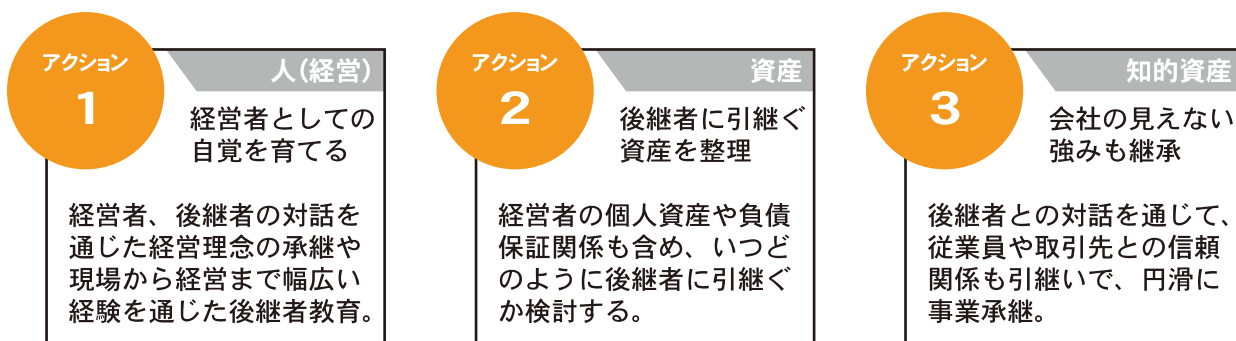
事業承継に向けた準備は、会社の10年後を見据えて着実に進めていきましょう。

■ 経営者の年齢別にみた事業承継の準備状況



② 後継者に承継する3つの要素

これからも円滑に事業を運営していくためには、経営者がこれまで培ってきたあらゆる経営資源を後継者に承継することが必要です。承継する経営資源は、大きく「人(経営)」、「資産」、「知的資産」の3つの要素から構成されます。



③ 10年先も続く会社の経営を誰に託すか

後継者の選定は、事業承継の第一歩です。選定にあたっては、経営者が一人で候補者の見当をつけておくだけでは足りません。事業承継は後継者候補にとっても人生に大きな影響を与える選択となります。

後継者とコミュニケーションを図りながら、事業承継への同意を得た上で次期経営者として必要な育成を進めます。また、後継者が社内では確保できない場合の事業承継として、第三者に事業を譲渡するM&Aという選択肢もあります。

(中小企業庁 『会社を未来につなげる10年先の会社を考えよう』より抜粋)



事業承継税制の特例が創設されました

先代経営者が特例後継者(仮称)へ特例認定承継会社(仮称)の非上場株式を贈与又は相続する場合に、特例後継者(仮称)が取得した全ての株式に係る贈与税又は相続税の全額が猶予されます。対象となるのは、中小企業の経営者とその後継者です。

適用時

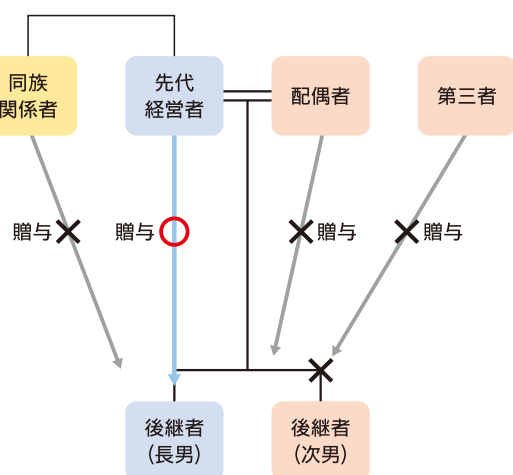
2018年1月1日から2027年12月31日までの間に取得する財産に係る贈与税又は相続税に適用されます。

留意点

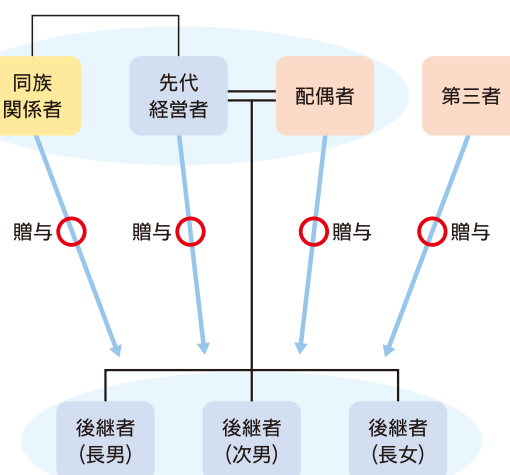
10年に限定した特例制度であり、この特例を適用するには特例承継計画を都道府県へ提出する必要があります。提出のない場合には現行の税制適用となります。今まで適用が進まなかった理由のひとつである雇用確保要件が大幅に緩和され、制度適用後の株式の譲渡等にも手当がなされました。

内容	現行	特例
1 納税猶予対象株式	発行済議決権株式総数の2/3	発行済議決権株式総数の100%
2 納税猶予額	贈与: 納税猶予対象株式に係る贈与税の100% 相続: 納税猶予対象株式に係る相続税の80%	贈与: 納税猶予対象株式に係る贈与税の100% 相続: 納税猶予対象株式に係る相続税の100%
3 株式を譲渡する側	代表権を有していた先代経営者1人	特例承継期間(5年)内であれば先代経営者以外も可
4 後継者	1人	最大3人まで可
5 雇用確保要件	贈与時又は相続時の雇用の8割を厳守	要件を満たせない場合、理由を記載した書類を都道府県に提出
6 株式を譲渡した場合	猶予税額を納税	要件を満たせば一定額を減免
7 特例後継者が推定相続人以外の者	相続時精算課税適用不可	相続時精算課税適用可

現 行



改 正 案



複数の後継者(最大3人)を対象とする
※代表権を有している者に限る

●相続時精算課税制度の適用範囲拡大

60歳以上の父母又は祖父母から、
20歳以上の子又は孫への贈与が
相続時精算課税制度の対象。

現行制度に加えて、事業承継税制の適用を受ける場合には、60歳以上の贈与者から、
20歳以上の後継者への贈与を相続時精算課税制度の対象とする。(贈与者の子や孫でない場合でも適用可能)

2018年度税制改正では、中小企業の代替わりを後押しするため、事業承継税制が拡充されています。現在60歳のお元気な経営者でも、10年以内に後継者に引き継ぐことが可能となります。

高橋雷太公認会計士・税理士事務所は中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う経営革新等支援機関として認定されています。事業承継については、早めに準備を進めていきましょう！

(担当：有川)

(2018年度 これだけは知っておきたい改正税法の手引より抜粋)



社労とびっくす

障がい者の法定雇用率の引き上げについて

障がい者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念のもと、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。(障害者雇用率制度※1)
「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（民間企業の場合は2.0%以上）の障がい者を雇わなければなりません。（常時雇用する従業員が50人以上の規模）

一般の民間企業における雇用状況は、年々改善されてきているようですが、この法定雇用率が平成30年4月1日から以下のように変更されます。

今回はこの変更による留意点について説明します。

【法定雇用率の引き上げ内容】

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0%	2.2%
国・地方公共団体等	2.0%	2.5%
都道府県教育委員会	2.0%	2.4%

※1 障害者雇用率制度とは

身体障害者及び知的障害者について、一般労働者と同じ水準において常用労働者となり得る機会を与えることとし、常用労働者の数に対する割合（障害者雇用率）を設定し、事業主等に障害者雇用率達成義務を課すことにより、それを保障するもの。

◎留意点① 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります

今回の法定雇用率の変更では、障がい者を雇用しなければならない民間企業の範囲が、常時雇用する従業員が50人以上から45.5人以上に広がります。また、その事業主には以下の義務があります。

◆毎年6月1日時点の障がい者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。

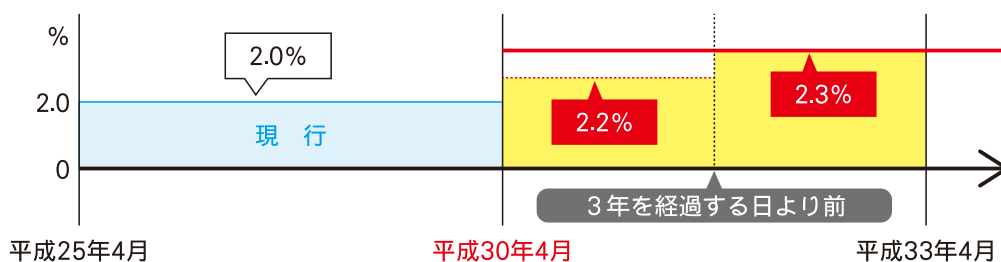
◆障がい者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

◎留意点② 平成33年4月までには更に0.1%引き上げとなります

平成30年4月から3年を経過する日より前に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。

（国等の機関も同様に0.1%引き上げとなります。）

（障害者雇用率）



◎留意点③ 障害者雇用納付金の取扱い

常用労働者100人超の民間企業からは、法定雇用率未達成の場合は不足1人当たり月額5万円の納付金を徴収することになっています。逆に法定雇用率を達成している場合は超過1人当たり月額2万7千円の調整金が支給されます。

※鹿児島県の実雇用率は改善傾向にあり、平成29年の民間企業では2.22%となり、5年連続で過去最高となりましたが、未達成企業も38.3%あります。障がい者が働きやすい環境づくりを今後も続けていく必要があります。

（担当：石野）

お客様紹介

鉄板焼き

Grill Wappa

和洋
中華

Wappa Deli

鹿児島市役所近くにありますが **和っ葉 玄米おにぎりとおばんざい**の店が、加治屋町に姉妹店をオープンしました!!
お仕事帰りやちょっとした息抜きに皆様お気軽にお越しくださいませ。

Lunch

Wappa Deli おすすめメニュー



トッピング5種全部乗せ☆カレー!!

看板メニューの玄米カレーに『とんかつ・エビフライ・焼き野菜・鶏唐・ウィンナー』をトッピングGood!

☆玄米カレー: 580円(大盛: 680円)

*白米も選べます。

各種トッピング: 各200円

平成30年4月上旬リニューアルOPEN(予定)

Dinner

鉄板焼き Grill Wappa コースメニュー

おまかせコース

お一人様 2500円~

☆2500円(7品)

☆3000円(8品)

☆3500円(内容ご相談)

+ (飲み放題) 1480円

女子会フランチ

お一人様 4000円~

(飲み放題込み2時間)

☆前菜からデザートまで

おすすめの(7品)

お誕生日 & 記念日フランチ

お一人様 4000円

(飲み放題込み2時間)

☆前菜からデザートまでおすすめの

(7品) + お祝いプレート付



鹿児島市加治屋町12-4

TEL 099-295-3807

定休日 土・日・祝日

Lunchtime 11:00~15:00

Dinnertime 17:00~23:00

ミツバチから
の贈り物

山下養蜂有限会社



山下養蜂(有)は知覧町にある老舗の養蜂場です。南は鹿児島島から北は北海道まで季節の花を追って移動しながらハチミツを採っています。安心安全な純国産100%の蜂蜜やローヤルゼリー、プロポリス、また自社で栽培・収穫した農産物を加工した手作り味噌や一味(唐辛子)なども製造販売しております。納得するまでこだわって作った商品です。皆様に末永くご愛顧頂けたら幸いです。



レンゲ蜂蜜



ローヤルゼリー・プロポリス



農産物加工品

お料理に

- ★ 煮物。炒め物。カレーなど仕上げに大さじ1杯(コク・照りが増します)
- ★ 肉の下ごしらえに少量のハチミツ(肉が柔らかくなります)



美容に

「ハチミツ」はすばらしい自然化粧品にもなります。入浴の際の洗顔をしてから「ハチミツ」を塗り、上がる前に洗い流すだけ。市販のシャンプーに「ハチミツ」を少量加えれば髪に優しいシャンプーの出来上がりです。



お電話のお問い合わせ

サーヨイ ハチミツ

0120-341-832

(平日朝9時~17時まで)

メールでのお問い合わせ info@yamashitayoho.co.jp



〒897-0304

南九州市知覧町東別府10651-1

TEL: 0993-84-1888 FAX: 0993-84-1995

http://yamashitayoho.co.jp/



『Face』

『前世は韓国人』

確か娘がまだ3歳だったかな? 同僚から「冬のソナタ」のDVDを借りて視聴したのがはじまりでした。前世が韓国人だったのでは? と思うほど韓国に興味がわいて韓国語を習い始めて早や12年。韓国語を読むことは出来るので、旅行に行った時などは地下鉄にはスムーズに乗れるようになりました。

話すことは・・・日本語が通じると日本人というのは日本語でしか話せない!! という感じです。(片言はしゃべります)

ただ、食べることが大好きな私。韓国料理は上達しました。

キンパ・チヂミ・トッポギ・トック・なんちゃってサムゲタンなどは日常よく食卓に並びます。

退職後は韓国語の先生と韓国料理店をやりたいね! と言っている今日この頃。

実現したら食べに来てください!!

経営指導部 田代 明美



つれづれ草

『 笑う成の計画 』

篠原 直

『辰巳(たつみ)天井、午(うま)尻下がり、未(ひつし)辛抱、申酉(さるとり)騒ぐ、戌(いぬ)笑い、亥(い)固まる、子(ね)は繁栄、丑(うし)つまずき、寅(とら)千里を走り、卯(う)跳ねる』

これは証券市場における干支にちなんだ格言です。

2016年の申年は、イギリスのEU離脱やアメリカ大統領選でのトランプ氏の勝利。2017年の酉年は9月以降に株価が急伸し、バブル後高値を示現。まさに相場格言どおりの“騒ぐ”年となりました。

今年2018年は戌年(笑う)。相場が活気づき、笑いが止まらないことを比喻しています。直近5年間の実績は4勝1敗と証券市場は好調な戌年。昨年までの申酉(さるとり)騒ぐ2年間が過ぎ去り、今年度の市場はどうなるのかとても楽しみです。いまだ感動冷めやらぬ平昌オリンピック・パラリンピックでは、日本人選手が大活躍をされました。この流れにのせて株式市場もさらなる良い一年になることをつつい期待してしまいます。



さて、一方で入社20年目の私はといいますと……………。

個人的には2016年の申年は、健康診断で再検査と言われ精密検査を受け(幸い問題はありませんでしたが)、2017年の酉年は厄年ということも重なり、年末に2週連続で自動車事故(運転中に後ろから追突されるなど)に合い、まさに騒ぐ2年間でした。昨年までの災難を引きずらないように、今年は何事にも慎重な行動を心掛けています。

仕事の初めには年始に立てた目標を再確認し、目標達成へと日々取り組んでいます。まさに「今」は目標を認識し、行動に移している段階です。

P(計画)、D(実行)、C(評価)、A(改善)サイクルで反省と軌道修正を繰り返して、最終的に目標を達成したいと目論んでいます。

目標を立てて計画をしていたつもりでも、きちんと評価(反省)をして軌道修正ができないまま目標が未達成になることが多かった今までの自分を見つめ直し、今年こそは「苦笑い」ではなく目標を達成したことへの「笑い」で締めくくり、翌年への計画が立てられるような年にしたいものです。



生命保険・損害保険のお見積・リスク診断お受けいたします。
お気軽にご相談下さい！

株式会社 スリー・エル鹿児島支店 (株)吉田経営 内
TEL (099) 248-5710 FAX (099) 248-5715



編集後記

春爛漫。新生活に心躍らせる人、お引越して忙しくしている人。出会いや別れ、喜びや悲しみ、ときめき、不安。春はいろんな感情が交差する季節ですね。美しい桜を愛でる気持ちをいつまでも忘れないよう、心に余裕を持ちたい。そのためには私も「笑う戌の計画」を実践しなければ。小さくてもいい、ぱあっと花を咲かせたいものです。



吉田 祥子